

# 第46回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2023年2月16日（木）

午後5時30分から午後6時30分まで

場所：愛知県議会議事堂 5階 大会議室

## 1 挨拶

## 2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

### 【配付資料一覧】

資料1：「厳重警戒」での感染防止対策

第8波の終息に向け～県民・事業者の皆様へのメッセージ～

資料2：「厳重警戒」での感染防止対策の主な変更

資料3：「厳重警戒」での感染防止対策

第8波の終息に向け県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する  
対応方針について

参考資料3：マスク着用の考え方の見直し等について

参考資料4：「アパホテル名古屋栄」における新型コロナウイルス感染症の軽症者等  
の受入れ開始及び「東横イン名古屋名駅南」での受入れ終了について

参考資料5：PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

参考資料6：愛知県が開設する新型コロナワクチン大規模集団接種会場の終了について

参考資料7：愛知県のワクチン接種の状況

参考資料8：2022/2023年シーズンのインフルエンザ患者の発生状況

## 第 46 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦 (代理出席：総務管理部長 ぼんどう としゆき 坂東 俊幸)
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	ますだ よしのり 増田 義則 (代理出席：総務部長 すぎもと ひであき 杉本 英明)
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	か ち ようじ 可知 洋二 (代理出席：副事務局長 さかた ゆき 坂田 有紀)
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	のむら かずひこ 野村 一彦
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	まつばら ふみお 松原 史朗
豊橋市保健所	所 長	む い かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所 長	かたおか ひろき 片岡 博喜
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美

日時：2023年2月16日（木）

午後5時30分から午後6時30分まで

場所：愛知県議会議事堂 5階 大会議室

### 第46回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

知事

出入口

出入口



## 第8波の終息に向け ～県民・事業者の皆様へのメッセージ～

愛知県では、12月8日から「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

これまでの取組により、入院患者数は1月初めのピーク時の2分の1以下に、70%以上あった病床使用率も30%台に改善してきているため、「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」については、2月19日までとします。

この間、ご協力いただいた、すべての県民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

一方で、新規陽性者数の7日間平均値は1,500人を超える水準にあり、感染のリスクは依然としてあることから、県民・事業者の皆様には改めて、基本的な感染防止対策の徹底と、1日でも早い、オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症は、5月8日から感染症法上の分類を、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置付けることが決定されました。しかしながら、弱毒化しているとはいえ、季節性インフルエンザに比べ、感染力は強く、重篤化する可能性もより高いという指摘もありますので、引き続き、県内の医療提供体制に万全を期してまいります。

オール愛知一丸となって、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域** 愛知県全域
- 2 実施期間** 2月20日（月）～
- 3 要請事項** 別紙「『**嚴重警戒**』での感染防止対策」にご協力をお願いします。

2023年2月15日

愛知県知事 大村 秀章

## 「**嚴重警戒**」での感染防止対策の主な変更

### ○実施区域

愛知県全域

### ○実施期間

2月20日(月)～

### ○変更点

- ・「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」発出にあたり追記・修正した部分を削除・修正
- ・「2023年3月13日以降のマスクの着用の考え方」を国の「基本的対処方針」(2月10日変更)に基づき別添として追記

### ○主な変更箇所

**全般的な方針（「マスクの着用」について）**（追記）

3月12日(日)まで 原則 屋内:マスク着用 屋外:マスク着用は必要なし

⇒3月13日(月)から **原則 屋内外を問わずマスク着用は個人の判断**

## **I. 県民の皆様へのお願い**

### ①外出の注意点

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は控える（下線部修正）

⇒混雑した場所や感染リスクが高い場所は、**避けて行動**

### ④基本的な感染防止対策の徹底

- ・学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に気を付けるとともに、基本的な感染防止対策を徹底 ⇒ 削除
- ・会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護を要する場合は除く)、長時間を回避し、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底し、「大声で騒ぐこと」はやめる(下線部削除)

⇒会食・飲食する際は、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底

## Ⅱ.事業者の皆様へのお願い

### ⑤飲食店等に対する協力要請

(10)同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く) ⇒ 削除

### ⑥業種別ガイドラインの遵守等

・飲食店では、店内の換気状態の確認や、BGMの音量を最小限にするなどをお願い ⇒ 削除

### ⑩「業務継続体制」の確保 ⇒ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- ・多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保をお願い ⇒ 削除
- ・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、県民や取引先や顧客等に示していただくようお願い ⇒ 削除
- ・濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを徹底 ⇒ 削除

## Ⅲ.その他のお願い

### ⑪イベントの開催制限等

・イベントに参加する場合は、人との距離確保、場面に応じたマスクの着用など、感染防止対策を徹底し、**対策がとれない場合は、参加を自粛** (下線部削除)

⇒イベントに参加する場合は、人との距離確保、場面に応じたマスクの着用など、感染防止対策を徹底

### ⑬学校等での対応 (追加)

・卒業式は、児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本

# 「**嚴重警戒**」での感染防止対策

## 第8波の**終息**—**感染拡大の抑制**—に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2023年 2月20日(月)～

### 全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
  - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
  - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
  - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
  - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

※ 「2023年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」は、別添を参照してください。

## I. 県民の皆様へのお願い

### ① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。~~への外出など、感染拡大につながる行動は控えてください。~~
- ~~日々の体調チェックや定期的な検温などにより、普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底してください。~~

### ② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に検査を行うことや、早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることをお願いします。

### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 日々の体調チェックや定期的な検温などにより、普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控え、「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に気を付けるとともに、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護を要する場合は除く)、長時間を回避し、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。 )や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十

分な換気を行ってください。

- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 検査キットや解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入し、発熱等の体調不良時に備えてください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンに比べ、変異株にも効果が高いとされています。1日でも早く接種を受けていただくようお願いします。

## II. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
  - (1) 従業員への検査勧奨
  - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
  - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
  - (4) 手指の消毒設備の設置
  - (5) 事業を行う場所の消毒
  - (6) 入場者に対する事業者が求めるマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
  - (7) 正当な理由なく事業者が求めるマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
  - (8) 施設の換気
  - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

~~-(10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)~~

~~※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。~~

### ⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の

徹底を強くお願いします。

- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

#### ⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 資料4の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

#### ⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

#### ⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、場面に応じたマスクの着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

#### ⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定「業務継続体制」の確保

- 多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保をお願いします。
- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。
- ~~一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、県民や取引先や顧客等に示していただくようお願いします。~~
- ~~濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを徹底してください。~~

### Ⅲ. その他のお願い

#### ⑪ イベントの開催制限等

##### ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、資料34の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

##### イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、場面に応じたマスクの着用など、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。
- ※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、の参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

#### ⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・場面に応じたマスクの着用・手指衛生など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

#### ⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスクの着用、オンライン学習の活用、食事中は大声での会話を控えること等の感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業等で運動をしているときには、不要とします。  
また、卒業式は、児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- クラブ・部活動、寮生活など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いいたします。

#### ⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いいたします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律に求めないようお願いします。  
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。  
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のオミクロン株対応ワクチンの接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱いをお願いします。

#### ⑮ 医療機関・高齢者施設等での対応

- 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、医療機関においては、感染対策のガイドライン等(学会の作成したガイドライン)や「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」、高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく基本的な感染対策を徹底してください。
- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

## ⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門 Web サイトや電話相談窓口を利用してください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
  - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
  - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
  - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。

## IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 県民に対し、感染拡大の状況、医療負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかけます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 感染不安を感じる無症状者の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- オミクロン株対応ワクチンの接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場においても、オミクロン株対

応ワクチンの接種を精力的に実施します。

- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

# 「**嚴重警戒**」での感染防止対策

## 第8波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2023年 2月20日(月)～

### 全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
  - 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
  - なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
    - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
    - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
    - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
    - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。
- ※ 「2023年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」は、別添を参照してください。

## I. 県民の皆様へのお願い

### ① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

### ② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に検査を行うことや、早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることをお願いします。

### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 日々の体調チェックや定期的な検温などにより、普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控え、「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。 )や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 検査キットや解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入し、発熱等の体調不良時に備えてください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。

- オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンに比べ、変異株にも効果が高いとされています。1日でも早く接種を受けていただくようお願いいたします。

## II. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いいたします。
  - (1) 従業員への検査勧奨
  - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
  - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
  - (4) 手指の消毒設備の設置
  - (5) 事業を行う場所の消毒
  - (6) 入場者に対する事業者が求めるマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
  - (7) 正当な理由なく事業者が求めるマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
  - (8) 施設の換気
  - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

### ⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いいたします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

### ⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 資料4の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いいたします。

### ⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いいたします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いいたします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いいたします。

### ⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、場面に応じたマスクの着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いいたします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

### ⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

## Ⅲ. その他のお願い

### ⑪ イベントの開催制限等

#### ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、資料3の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

#### イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、場面に応じたマスクの着用など、感染防止対策を徹底してください。

※特に、大規模なイベントの参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

### ⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・場面に応じたマスクの着用・手指衛生など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

### ⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手洗い・換気・マスクの着用、オンライン学習の活用、食事中は大声での会話を控える

### こと等の感染防止対策の徹底をお願いします。

- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。  
また、卒業式は、児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- クラブ・部活動、寮生活など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

### ⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律に求めないようお願いします。

なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。

さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願い

いします。

- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のオミクロン株対応ワクチンの接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

#### ⑮ 医療機関・高齢者施設等での対応

- 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、医療機関においては、感染対策のガイドライン等(学会の作成したガイドライン)や「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」、高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく基本的な感染対策を徹底してください。
- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

#### ⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門 Web サイトや電話相談窓口を利用してください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
  - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
  - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
  - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。

## IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 県民に対し、感染拡大の状況、医療負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかけます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 感染不安を感じる無症状者の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- オミクロン株対応ワクチンの接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場においても、オミクロン株対応ワクチンの接種を精力的に実施します。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。

- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

## 効果的な換気のポイント

### 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

#### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）  
必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

#### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気よどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さより低いパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

## 資料3

## イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%	収容定員まで	なし
その他のイベント(注2)	100%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1) 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

## イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>☐適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p> <p>☐イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<p>○マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）</li> <li>・ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底</li> </ul> <p>○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p>☐機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <p>* 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</p> <p>* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</p> <p>* 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%</p> <p>* 屋外開催は除く</p> <p>☐適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>☐イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul> <p>○マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>③接触感染対策</p> <p>☐イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p>☐イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</p> <p>○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</p> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
(2) その他の感染対策	
<p>④飲食時の感染対策</p> <p>☐上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知</p>	<p>○アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</p> <p>○飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</p> <p>○飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）</p>
<p>⑤イベント前の感染対策</p> <p>☐発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p>	<p>○体制構築の上、検温・検査の実施</p> <p>○発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備</p>
2. 出演者やスタッフの感染対策	
<p>⑥出演者やスタッフの感染対策</p> <p>☐出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>☐舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康アプリの活用等による健康管理</li> <li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li> <li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li> <li>・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li> </ul> <p>○本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避</li> <li>・ 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保</li> <li>・ 本番前後でのマスクの適切な着用</li> <li>・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ</li> </ul> <p>○ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<b>1. イベント参加者の感染対策</b>	
<b>(1) 感染経路に応じた感染対策</b>	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<p>○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</li> <li>* 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</li> <li>* 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40~70%</li> <li>* 屋外開催は除く</li> </ul> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>③接触感染対策</p> <p>□イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</p> <p>○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</p> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<b>(2) その他の感染対策</b>	
<p>④飲食時の感染対策</p> <p>□上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知</p>	<p>○アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</p> <p>○飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</p> <p>○飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）</p>
<p>⑤イベント前の感染対策</p> <p>□発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p>	<p>○体制構築の上、検温・検査の実施</p> <p>○発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備</p>
<b>2. 出演者やスタッフの感染対策</b>	
<p>⑥出演者やスタッフの感染対策</p> <p>□出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>□舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康アプリの活用等による健康管理</li> <li>・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施</li> <li>・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える</li> <li>・ 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等</li> </ul> <p>○本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控室等における換気の徹底、三密の回避</li> <li>・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ</li> </ul> <p>○ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

2023年2月10日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限に係る留意事項等について」から抜粋

## 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

資料5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関すること

② 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	<a href="https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1">https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1</a>		

愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

愛知県健康フォローアップセンター(夜間・休日の受診・相談窓口)

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

愛知県健康フォローアップセンター(看護師による相談窓口)

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	一般健康相談に関すること

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時(コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6070	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3665-8019	平日夜間 午後5時～翌午前9時(コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
0531-23-1133	田原地域		

### 一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

### 政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

### ③ 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

### ④ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871	中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること	
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

## ⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

## ⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

## 1. 全般的な方針

- ・ 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。
- ・ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

## 2. 着用が効果的な場面

- ・ 高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します
  - ・ 医療機関を受診する時
  - ・ 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
  - ・ 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時 (当面の取扱)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

## 3. 症状がある場合など

- ・ 症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

## 4. 医療機関や高齢者施設などの対応

- ・ 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。  
※ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

## 5. 学校などの対応(4月1日以降に適用)

- ・ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じてください。
- ・ また、地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられますが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにしてください。
- ・ なお、大学等においても適切に対応してください。

## 6. 留意事項

- ・ 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。
- ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。

# 新型コロナウイルス感染症

## 第8波の終息に向け

# 嚴重警戒

愛知県全域 2月20日～

### 「嚴重警戒」での感染防止対策 ①

県民	①外出の注意点	混雑した場所や感染リスクが高い場所は避けて行動
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策を徹底
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する協力要請	手指の消毒設備の設置 施設の換気 等
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検
	⑦生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続
	⑧テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進

# 「**嚴重警戒**」での**感染防止対策** ②

事業者	⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定
その他	⑪ イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント 収容定員まで
		その他のイベント 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	⑫ 行事等での対策	人と人の距離の確保
	⑬ 学校等での対応	クラブ・部活動、寮生活など集団行動においては感染防止対策を徹底
	⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動は回避 【2歳未満児】マスク着用は奨めない 【2歳以上児】マスク着用は一律には求めない
	⑮ 医療機関・高齢者施設等での対応	感染対策の手引き等に基づく対応を徹底
	⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応	救急外来・救急車の利用は真に必要な場合のみ
県	○ワクチン接種の機会の提供	○あいスタ認証店の普及

## I. 県民の皆様へのごお願い

### ① 外出の注意点

○**外出する場合は、混雑した場所や感染リスクが高い場所は避けて**

### ② 県をまたぐ移動の注意点

- 基本的な感染防止対策を徹底**
- 移動先での感染リスクの高い行動は控えて**

### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **基礎疾患**のある方と会う際は事前に検査

### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **マスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は**避けて**



内閣官庁IP掲載イラストを加工

## Ⅱ. 事業者の皆様へのごお願い

### ⑤ 飲食店等に対する協力要請

- **入場者**の**感染防止**のための**整理・誘導**
- **手指**の**消毒設備**の**設置**
- **施設**の**換気** 等

### ⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドライン**の**遵守**、**徹底**
- **全ての施設**で、**感染防止対策**の**自己点検**

## ⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

### ○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

### ○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

## ⑧ テレワークの推進等

### ○ 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

## ⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

### ○ **休憩室等の居場所の切替わり**に注意

## ⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

### ○ **事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合**は**早急に策定**

## Ⅲ. その他のお願い

### ⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画策定イベント	収容率 <b>100%</b> かつ 人数上限 <b>収容定員</b> まで
	その他のイベント	収容率 <b>100%</b> かつ 人数上限 <b>5,000人</b> 又は <b>収容定員50%</b> の <b>いずれか大きい方</b>
その他	○事業者は <b>適切</b> な感染防止対策、イベント前後の「 <b>三つの密</b> 」 <b>回避</b> の方策を <b>徹底</b> ○参加者は <b>人との距離確保</b> 等 <b>自覚</b> を持って <b>感染防止対策</b> を <b>徹底</b>	

### ⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事**は**感染防止対策**を**徹底**

### ⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止**の**徹底**
- 十分な**身体的距離**が**確保**できる場合や**体育の授業**等で**運動**をしているときは**マスク**の着用は**不要**
- 臨時休業**等で**登校できない**場合は、可能な限り**オンライン**による**学習支援**
- 卒業式**は、**児童生徒**及び**教職員**は**式典全体**を通じて**マスク**を外すことを**基本**

## ⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動**を避け、できるだけ**少人数**に分割するなど、**感染を広げない形での保育**
- 発熱等の症状**がある児童の**登園自粛の徹底**
- 2歳未満児**の**マスク着用は奨めない**
- 2歳以上児**についても、他者との**身体的距離**にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**
- マスクを着用する場合には**、子どもの**体調変化**に**十分注意**、**調子が悪い場合**などは**外させる**

## ⑮ 医療機関・高齢者施設等での対応

- 院内・施設内の感染対策**については、**感染が持ち込まれることを想定し**、**感染を拡大させないために**、**医療機関においては**、**感染対策のガイドライン等**（学会の作成したガイドライン）や「**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き**」、**高齢者施設等においては**、「**介護現場における感染対策の手引き**」に基づく**基本的な感染対策を徹底**

## ⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずはかかりつけ医や、「愛知県健康フォローアップセンター（受診・相談窓口）」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診
- 緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみ

## IV. 県の取組

- 感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施
- オミクロン株対応ワクチンの接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に推進
- 大規模接種会場においても、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施
- 小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及



指標の推移

		→ 厳重警戒 (10月1日～)、第8波 (11月1日～)												→ 医療ひっ迫防止緊急アピール															
日付		11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
(1) 入院患者数	単日	821	841	855	857	925	1006	987	1003	1018	1016	1023	1100	1116	1118	1143	1158	1164	1162	1147	1146	1140	1128	1136	1131	1128	1137	1152	1179
	過去7日間平均	720.0	754.0	788.4	812.3	839.6	871.1	898.9	924.9	950.1	973.1	996.9	1021.9	1037.6	1056.3	1076.3	1096.3	1117.4	1137.3	1144.0	1148.3	1151.4	1149.3	1146.1	1141.4	1136.6	1135.1	1136.0	1141.6
(2) 入院患者数のうち重症者数	単日	24	23	23	23	19	23	21	20	15	14	11	21	26	23	25	23	23	20	26	27	30	29	28	28	28	31	35	32
	過去7日間平均	22.1	22.7	23.1	23.9	23.0	22.9	22.3	21.7	20.6	19.3	17.6	17.9	18.3	18.6	19.3	20.4	21.7	23.0	23.7	23.9	24.9	25.4	26.1	26.9	28.0	28.7	29.9	30.1
(参考項目)																													
新規陽性者数		8399	8638	6316	1826	9854	9241	7358	6956	6911	5150	1905	10150	9478	8034	7653	8523	6879	2307	13208	11904	9810	9422	9908	7892	2631	14567	12894	11737
新規陽性者数(過去7日間平均)		5879.9	6290.3	6534.9	6561.3	6644.4	6695.1	7376.0	7169.9	6923.1	6756.6	6767.9	6810.1	6844.0	6940.6	7040.1	7270.4	7517.4	7574.9	8011.7	8358.3	8612.0	8864.7	9062.6	9207.3	9253.6	9447.7	9589.1	9864.4
新規高齢者数(過去7日間平均)※		528.1	569.6	584.9	590.7	612.4	612.4	676.3	663.6	660.9	658.4	657.1	661.3	659.7	669.4	676.9	677.3	679.0	687.1	706.0	732.3	733.7	754.7	771.1	789.3	786.9	799.6	809.9	840.6

日付		12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
(1) 入院患者数	単日	1198	1223	1221	1236	1224	1234	1249	1259	1248	1246	1246	1254	1243	1225	1212	1214	1197	1196	1196	1199	1225	1232	1239	1249	1243	1232	1240	1220
	過去7日間平均	1151.6	1164.0	1176.9	1192.3	1204.7	1216.4	1226.4	1235.1	1238.7	1242.3	1243.7	1248.0	1249.3	1245.9	1239.1	1234.3	1227.3	1220.1	1211.9	1205.6	1205.6	1208.4	1212.0	1219.4	1226.1	1231.3	1237.1	1236.4
(2) 入院患者数のうち重症者数	単日	31	35	35	34	31	27	20	19	22	21	21	23	23	27	30	35	30	30	31	34	35	38	40	40	40	37	39	45
	過去7日間平均	30.4	31.4	32.4	33.3	33.3	32.1	30.4	28.7	26.9	24.9	23.0	21.9	21.3	22.3	23.9	25.7	27.0	28.3	29.4	31.0	32.1	33.3	34.0	35.4	36.9	37.7	38.4	39.9
(参考項目)																													
新規陽性者数		10938	11885	8669	2706	15443	14310	12281	8194	5378	4547	4252	4850	5829	13174	15928	15774	11350	4043	3371	15918	12310	8642	8793	6866	2234	10641	8573	6378
新規陽性者数(過去7日間平均)		10081.0	10363.4	10474.4	10485.1	10610.3	10812.6	10890.3	10498.3	9568.7	8979.9	9200.7	7687.4	6475.9	6603.4	7708.3	9193.4	10165.3	10135.4	9924.1	11365.4	11242.0	10201.1	9203.9	8563.3	8304.9	9343.4	8294.1	7446.7
新規高齢者数(過去7日間平均)※		849.4	865.6	868.3	866.1	895.1	917.4	946.3	926.6	856.0	819.4	843.1	700.7	582.7	603.3	704.4	870.0	977.0	983.3	960.9	1135.3	1122.0	1045.9	947.7	879.3	856.6	991.7	886.9	814.7

日付		1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
(1) 入院患者数	単日	1222	1226	1227	1229	1163	1147	1121	1087	1064	1051	1049	1018	1000	960
	過去7日間平均	1235.0	1233.1	1230.0	1228.0	1218.1	1204.9	1190.7	1171.4	1148.3	1123.1	1097.4	1076.7	1055.7	1032.7
(2) 入院患者数のうち重症者数	単日	43	42	42	37	37	42	40	39	40	38	39	32	27	27
	過去7日間平均	40.6	40.9	41.1	40.7	40.7	41.1	40.4	39.9	39.6	39.0	39.3	38.6	36.4	34.6
(参考項目)															
新規陽性者数		5620	5291	4203	1229	6693	5123	3947	3529	3486	2712	806	4552	3586	2877
新規陽性者数(過去7日間平均)		7015.0	6514.7	6134.3	5990.7	5426.7	4933.9	4586.6	4287.9	4030.0	3817.0	3756.6	3450.7	3231.1	3078.3
新規高齢者数(過去7日間平均)※		769.0	712.0	672.7	654.9	594.0	547.9	504.7	466.1	446.3	421.7	419.9	376.7	345.4	327.7

日付		2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
(1) 入院患者数	単日	959	929	913	917	825	742	729	706	686	683	659	616	552
	過去7日間平均	1014.4	995.1	975.4	956.6	929.0	892.1	859.1	823.0	788.3	755.4	718.6	688.7	661.6
(2) 入院患者数のうち重症者数	単日	26	24	25	26	27	23	21	19	17	17	16	17	13
	過去7日間平均	32.7	30.4	28.6	26.7	26.0	25.4	24.6	23.6	22.6	21.4	20.0	18.6	17.1
(参考項目)														
新規陽性者数		2473	2578	2014	590	3150	2737	2107	1797	1802	588	445	2401	1814
新規陽性者数(過去7日間平均)		2927.4	2797.7	2698.0	2667.1	2466.9	2345.6	2235.6	2139.0	2028.1	1824.4	1803.7	1696.7	1564.9
新規高齢者数(過去7日間平均)※		311.6	288.3	280.7	274.9	255.4	241.4	236.4	227.4	221.4	201.3	200.6	194.7	185.3

※ 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

指標 (2022年11月25日時点から適用)

基準項目	感染小波期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療負荷増大期	医療機能不全期
	注意・警戒 (イエロー)	厳重警戒 (オレンジ)		危険 (レッド)	
	県のレベル分類	レベル1	レベル2	レベル3A 医療ひっ迫防止 対策強化宣言	レベル3B 医療非常事態宣言
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	638人未満	638人 <sup>※2</sup>	1,064人 <sup>※3</sup>		1,703人 <sup>※4</sup>
(2) 入院患者のうち 重症者数 <sup>※1</sup> (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	105人未満		105人 <sup>※5</sup>		168人 <sup>※6</sup>

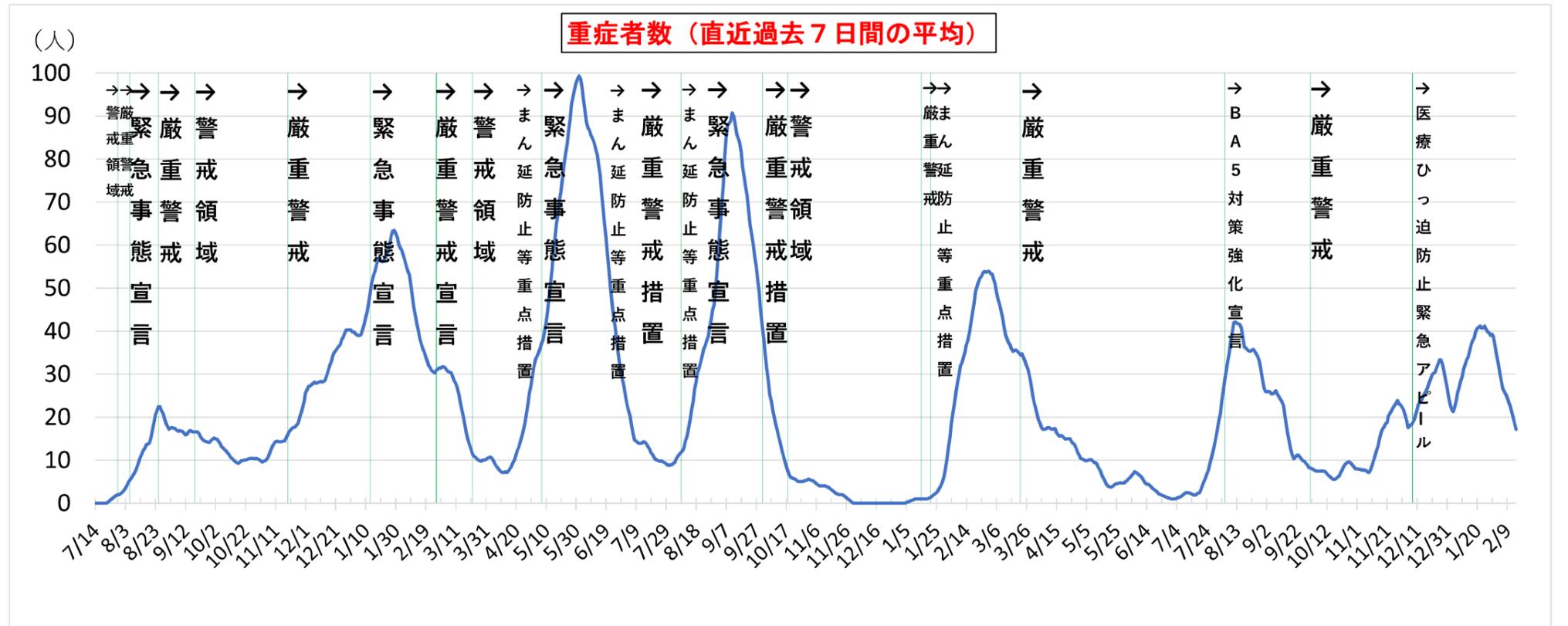
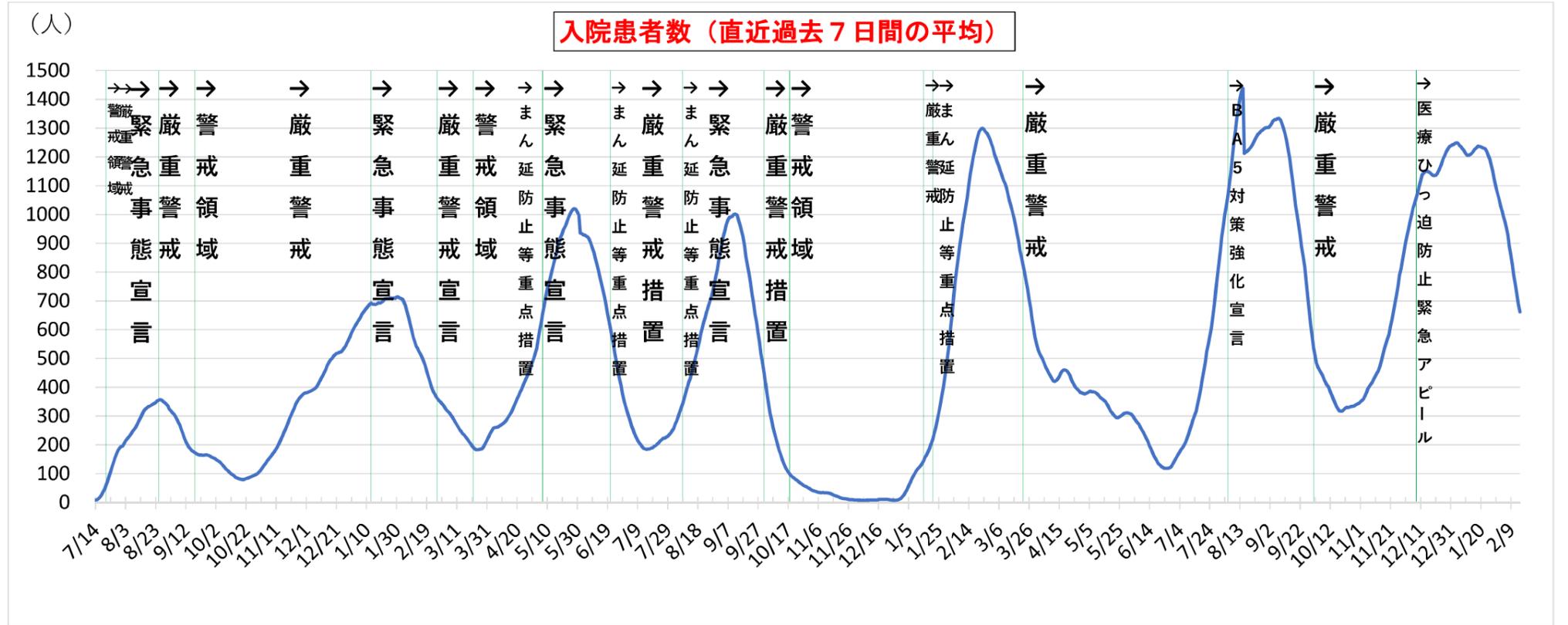
※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 最大確保病床の30% ※3 最大確保病床の50% ※4 最大確保病床の80%  
 ※5 最大確保重症病床の50% ※6 最大確保重症病床の80%

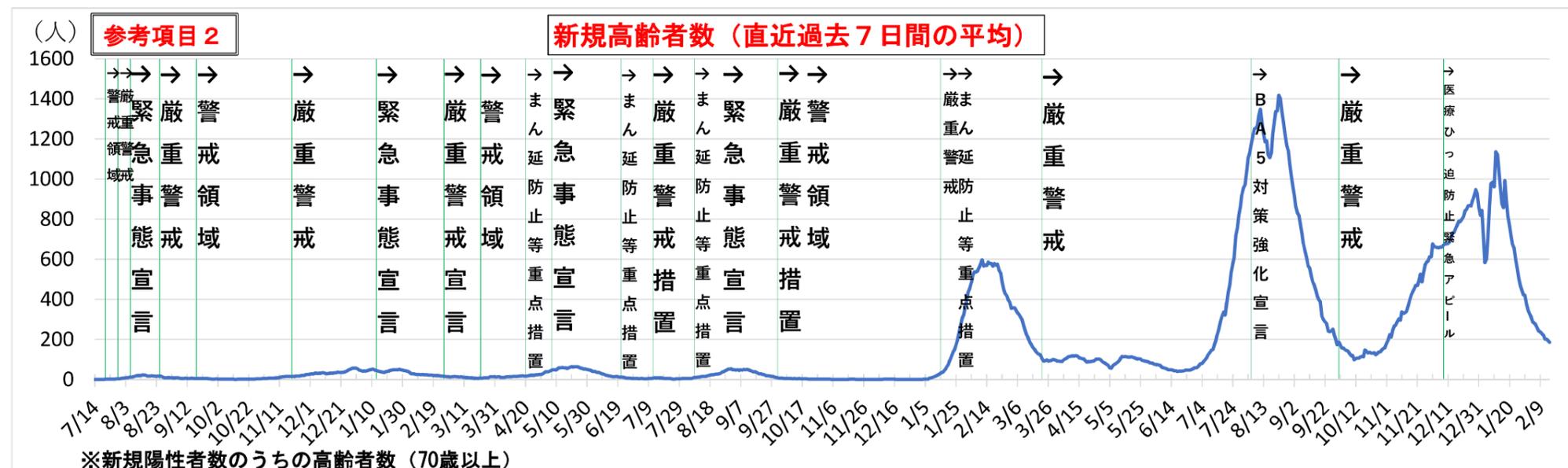
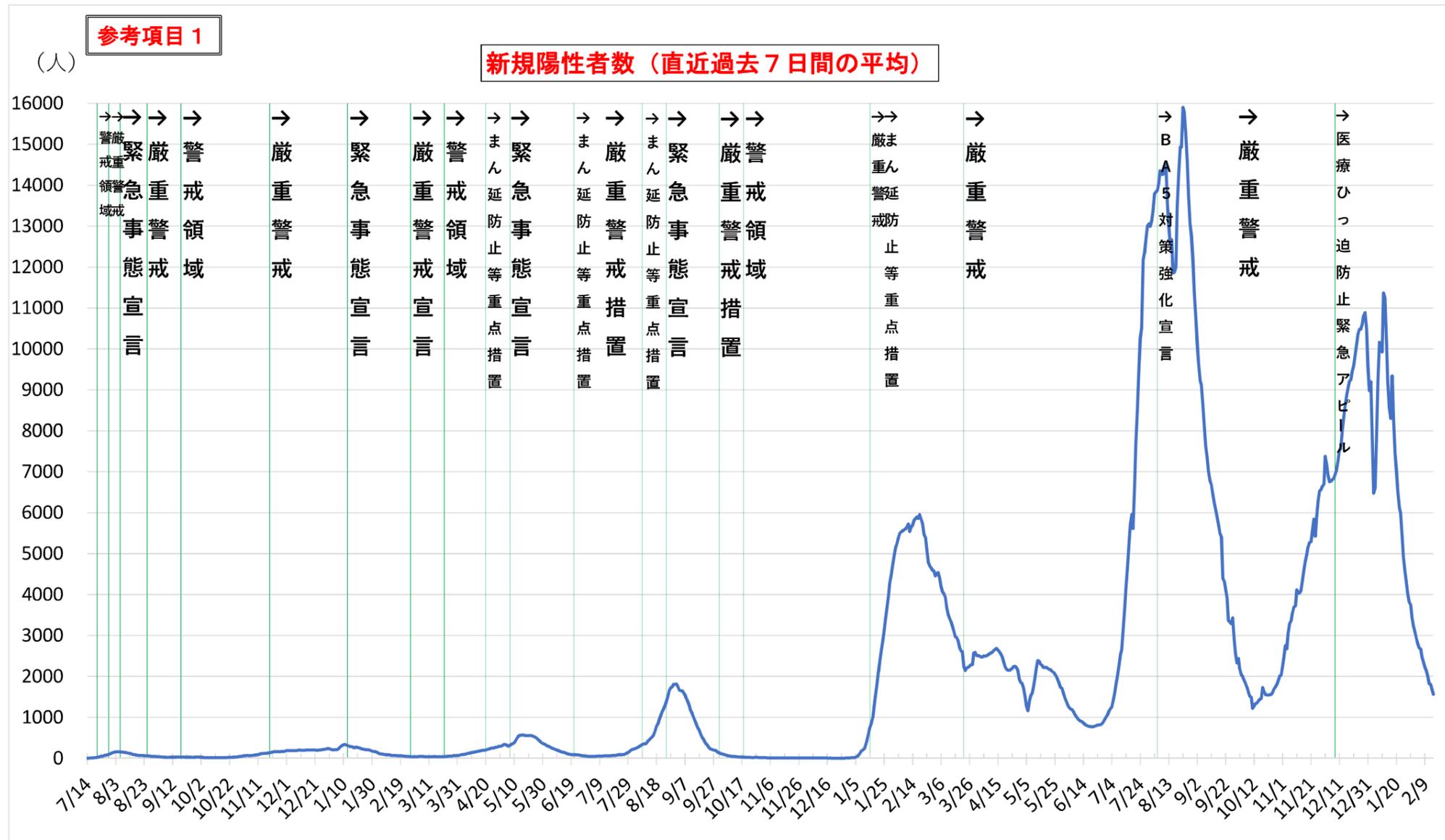
最大確保病床 : 2,540床  
 (臨時医療施設411床を要した病床: 2,129床)  
 最大確保重症者用病床 : 210床

# 指標の推移

2020年 2023年  
 (7月14日～2月15日)

- 警戒領域：7月21日～
- 嚴重警戒：7月29日～
- 緊急事態宣言：8月6日～
- 嚴重警戒：8月25日～
- 警戒領域：9月18日～
- 嚴重警戒：11月19日～
- 緊急事態宣言：1月13日～
- (緊急事態措置：1月14日～)
- 嚴重警戒宣言：2月26日～
- (嚴重警戒措置：3月1日～)
- 警戒領域：3月22日～
- まん延防止等重点措置：4月20日～
- 緊急事態宣言：5月7日～
- (緊急事態措置：5月12日～)
- まん延防止等重点措置：6月21日～
- 嚴重警戒宣言：7月8日～
- (嚴重警戒措置：7月12日～)
- まん延防止等重点措置：8月8日～
- 緊急事態宣言：8月25日～
- (緊急事態措置：8月27日～)
- 嚴重警戒宣言：9月28日～
- (嚴重警戒措置：10月1日～)
- 警戒領域：10月18日～
- 嚴重警戒：1月15日～
- まん延防止等重点措置：1月21日～
- 嚴重警戒：3月22日～
- BA. 5対策強化宣言：8月5日～
- 嚴重警戒：10月1日～
- 医療ひっ迫防止緊急アピール：12月8日～





## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和 5 年 1 月 27 日  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。
- なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

### 2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、①患者等への対応と②医療提供体制については 3 月上旬を目途に具体的な方針を示す。
  - ①患者等への対応
    - 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続するこ

ととし、具体的な内容を検討する。

## ②医療提供体制

- 入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。
- 外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していく。
- 入院については、位置づけの変更により、現在感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。
- 今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進める。

## ③サーベイランス

- 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。
- ゲノムサーベイランスを継続する。

## ④基本的な感染対策

- マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を

行う。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

- ▶引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。
- ▶感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- ▶医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

#### ⑤ワクチン

- ▶ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

#### ⑥水際措置

- ▶5 類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）上の「検疫感染症」から外れることとなる。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第 25 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

- 政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解））を開催する。

#### 4. 特措法に基づく措置の終了

- 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。

特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。

特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。

- また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。

## マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

## 1. マスク着用の考え方の見直しについて

## (1) 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## (2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

## (3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

#### (4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
  - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
  - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

#### (5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

#### (6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

## (7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

## 2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

**令和5年3月13日から**

**マスク着用は個人の判断が基本となります**

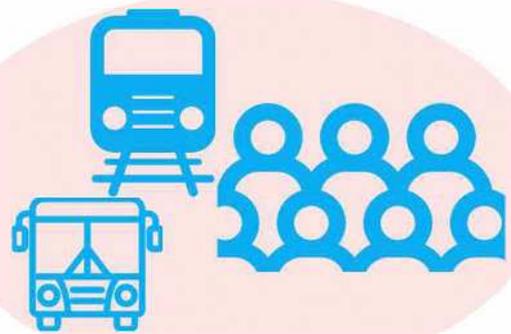
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



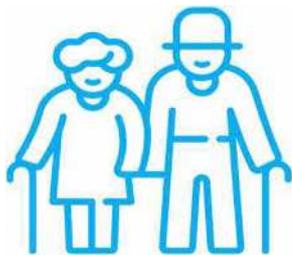
受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

各教育事務所・支所長  
各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会事務局長

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

このことについて、令和5年2月10日付け4文科初第2153号（別添写し）により、文部科学省から通知がありました。

各学校においては、卒業式に向けて既に準備が進められているところですが、卒業式は学校生活の節目となる重要な行事であり、児童生徒にとっても特別な意味を有するものです。

このため、卒業式が有する教育的意義に鑑み、上記通知の別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」に示された下記の基本的な方針を踏まえ、地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

なお、年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

各教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に対し、周知をお願いします。

記

- 児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、児童生徒の入退場、開式・閉式の辞、卒業証書授与、校長式辞、来賓祝辞、送辞、答辞の際は、マスクを外して差し支えない。
- 国歌、校歌等の斉唱や合唱、児童生徒による「呼びかけ」については、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で行う。
- 効果的な換気の実施や咳エチケットの推奨など、必要な感染症対策を講じる。
- 保護者等に対しては、マスクの着用を求めるとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上での参加人数の制限は不要とする。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、ふだんと異なる症状がある場合は、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- ささまざまな事情・理由により、マスクの着用を希望する児童生徒や、マスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や情報発信を行う。既に案内している場合は、変更点を明確に伝える。

担 当 保健体育課振興・保健グループ(宍井)

電 話 052-954-6793 (ダイヤルイン)

メール hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp

4学振第1734-1号  
令和5年2月10日

各私立学校設置者 様  
各私立学校長 様

愛知県県民文化局長  
(公印省略)

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について (通知)

このことについて、令和5年2月10日付け4文科初第2153号で文部科学省初等中等教育局長から別添のとおり通知がありました。各学校におかれましては、下記の基本的な考え方を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

また、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用に関する留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知おきください。

なお、年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

記

【基本的な考え方】

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

担 当 県民生活部学事振興課  
私学振興室認可グループ

電 話 052-954-6188

F A X 052-971-9889

電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

## 「アパホテル名古屋栄」における新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れ開始及び「東横イン名古屋名駅南」での受入れ終了について

愛知県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり 2023 年 2 月 1 日（水）から、新たに名古屋市内において新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設を開設します。

また、「東横イン名古屋名駅南」（名古屋市中村区 805 室）については、2 月 6 日（月）をもって軽症者等の宿泊療養施設としての利用を終了します。

このことから、「東横イン名古屋名駅南」受入れ終了後の本県の確保宿泊療養施設数は 11 施設（うち名古屋市内 5 施設）2,332 室となります。

### 記

#### 1 新規受入れ対象施設

アパホテル名古屋栄（名古屋市中区栄 4-10-16）

※一棟を借り上げるため、入所者が一般の方と接触することはありません。

#### 2 開設日

2023 年 2 月 1 日（水）

#### 3 入所室数

400 室

#### 4 対象者

新型コロナウイルス感染者のうち、無症状の方又は軽症者であって、宿泊療養を希望した方

#### 5 運営スタッフ

医師、看護師、生活支援スタッフ、県職員等

※医師の派遣については、愛知県医師会に御協力いただきます。

## 6 報道機関向け内覧会について

報道機関向けに施設内の撮影機会を設けます。

### (1) 集合日時

2023年2月1日(水) 午前11時

### (2) 集合場所

アパホテル名古屋栄 1階正面入口  
(名古屋市中区栄4-10-16)

### (3) 内容

施設内を職員が案内し、撮影をしていただきます。(1時間程度)

### (4) その他

- ・マスクの着用等、新型コロナウイルス感染防止対策に御協力ください。
- ・報道機関と分かるように、腕章などの着用をお願いします。また、密集を避けるため、最小限の人数でお願いします。なお、テレビ各局におかれましては、「代表撮影」をお願いします。
- ・撮影は職員の指示に従ってください。
- ・施設の駐車場は利用できないため、公共交通機関を御利用ください。

## 7 位置図



(愛知県作成)

## 8 その他

宿泊療養施設開設後の現地取材については、患者さんのプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、お控えくださるよう御協力をお願いします。

<参考> 宿泊療養施設

	施設名（所在地）	室数	開設時期
1	東横イン三河安城駅新幹線南口Ⅱ （安城市三河安城南町 1-15-2）	246 室	2020 年 12 月
2	豊川グランドホテル （豊川市市田町東堤上 1-66）	58 室	2020 年 12 月 （2022 年 10 月 23 日から休 止）
3	R & B ホテル名古屋新幹線口 （名古屋市中村区則武 2-2-13）	262 室	2021 年 8 月
4	蒲郡ホテル （蒲郡市三谷北通 2-82）	114 室	2021 年 9 月
5	ホテルウィングインターナショナル 名古屋 （名古屋市中区錦 1-4-11）	224 室	2022 年 1 月
6	ベッセルイン栄駅前 （名古屋市中区錦 3-14-13）	225 室	2022 年 2 月
7	コンフォートホテル豊橋 （豊橋市大橋通 1-98）	132 室	2022 年 2 月
8	ホテルルートイン知立 （知立市山町小林 5 番地）	158 室	2022 年 3 月
9	東横イン中部国際空港Ⅰ （常滑市セントレア 4-2-5）	150 室	2022 年 7 月
10	ホテルルートイン名古屋栄 （名古屋市中区栄 4-7-12）	363 室	2022 年 8 月
11	アパホテル名古屋栄 （名古屋市中区栄 4-10-16）	400 室	2023 年 2 月
受入 終了※	東横イン名古屋名駅南 （名古屋市中村区名駅南 2-3-30）	805 室	2020 年 8 月 （2023 年 2 月 6 日まで）
	<b>確保室数計（11 施設）</b> <b>受入れ可能室数計（10 施設）</b>	<b>2,332 室</b> <b>2,274 室</b> （※を除く）	

2023年1月26日（木）発表

## PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の両立を図るため、感染不安を感じる無症状の方が、PCR等検査を無料で受けられる「PCR等検査無料化事業」として、「感染拡大傾向時の一般検査」を実施しています。

この一般検査は、2023年1月31日（火）までの期間において実施しているところですが、新規陽性者数が依然として高い水準にあることを踏まえ、その期間を**2023年2月28日（火）**まで延長します。

検査の種類	対象者	対象検査	実施期間
感染拡大傾向時の一般検査	感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の方（愛知県内在住。ワクチン接種済み・未接種を問いません。）	PCR検査及び抗原定性検査	変更前 2023年1月31日（火）まで
			変更後 2023年2月28日（火）まで

2023年2月10日（金）発表

## 愛知県が開設する新型コロナワクチン 大規模集団接種会場の終了について

愛知県では、2021年5月24日（月）から、最大8か所の大規模集団接種会場を開設し、新型コロナワクチンの接種を精力的に実施してきました。

現在、高齢者を中心にした5回目接種はおおむね完了し、各会場の接種状況も落ち着いてきています。

こうした状況を踏まえ、県の大規模集団接種会場については、市町村のワクチン接種を後押しするという当初の役割を十分に果たしてきたことから、下記のとおり、2023年3月末をもって、5会場全ての接種を終了します。

### 記

#### 1 開設期間の終了日等

##### (1) 12歳以上を対象にしたオミクロン株対応ワクチンの接種

会場名	最終接種日	開設時間
名古屋空港ターミナルビル (豊山町)	2023年 3月25日（土）	木曜：正午～午後8時 金曜：正午～午後8時 土曜：正午～午後8時
藤田医科大学 (豊明市)		金曜：午後2時～午後9時 土曜：午後2時～午後9時
愛知医科大学メディカルセンター (岡崎市)	2023年 3月26日（日）	金曜：午後1時～午後8時 土曜：正午～午後7時 日曜：午前10時～午後7時
藤田医科大学岡崎医療センター (岡崎市)	2023年 3月25日（土）	金曜：正午～午後8時 土曜：午前9時～午後5時
J A 愛知厚生連安城更生病院 (安城市)		土曜：午前9時～午後1時

※ 全ての会場で、最終接種日まで「予約なし接種」を実施しています。

## (2) 小児接種（5～11歳）

会 場 名	最終接種日	開 設 時 間
名古屋空港ターミナルビル （豊山町）	2023年 3月25日（土）	土曜：午後2時30分～ 午後7時
藤田医科大学 （豊明市）		土曜：午前11時～正 午
愛知医科大学メディカルセンター （岡崎市）		土曜：午前10時～午後3時
藤田医科大学岡崎医療センター （岡崎市）	2023年 3月20日（月）	月曜：午後3時～午後5時

※ 小児接種については「予約なし接種」を実施していません。

※ 大規模集団接種会場での小児接種については、保護者の同伴が必要です。

## 2 使用するワクチン

### (1) オミクロン株対応ワクチン接種

モデルナ社のオミクロン株（BA.4/5系統）対応の2価ワクチン

### (2) 小児接種

ファイザー社の5～11歳用の専用ワクチン

## 3 その他

現在、国において、今後の新型コロナワクチン接種のあり方について検討が進められています。

4月以降、新型コロナワクチンの接種が延長された場合には、各市町村の集団接種会場又は個別接種を実施する医療機関で、引き続き、ワクチン接種を受けていただけます。（国の正式発表は3月頃の見込みです。）

## 大規模集団接種会場の接種実績 (2023. 2. 8 時点)

## 【12歳以上を対象とした1～5回目接種の実施状況(延べ人数)】

会 場 名 (開 設 期 間)	接 種 者 数 (1～5 回目計)		
		キャンセル枠を活用した 「接種券なし接種」	「予約なし接種」
名古屋空港ターミナルビル (2021. 5. 24～2023. 3. 25)	471, 511 人	71, 493 人	35, 779 人
藤田医科大学 (2021. 5. 24～2023. 3. 25)	292, 668 人	84, 936 人	17, 891 人
愛知医科大学メディカルセンター (2021. 7. 3～2023. 3. 26)	121, 596 人	5, 858 人	8, 305 人
藤田医科大学岡崎医療センター (2021. 7. 3～2023. 3. 25)	198, 582 人	10, 512 人	11, 757 人
J A 愛知厚生連安城更生病院 (2021. 7. 3～2023. 3. 25)	58, 504 人	2, 243 人	5, 016 人
豊橋中央・東三河総合庁舎 (豊橋中央：2021. 7. 10～2021. 9. 4) (東三河庁舎：2021. 9. 5～2022. 6. 12)	142, 114 人	9, 300 人	4, 671 人
バンテリンドームナゴヤ (2021. 7. 5～2021. 10. 31)	36, 493 人	1, 977 人	2, 309 人
あいちワクチンステーション栄 (2021. 9. 11～2021. 11. 5)	22, 949 人	88 人	1, 325 人
計	1, 344, 417 人	186, 407 人	87, 053 人

※ 豊橋中央会場は、旧マリエール豊橋に開設。2021年9月5日に東三河総合庁舎に移転。

※ 名古屋空港ターミナルビル・藤田医科大学・愛知医科大学メディカルセンター・藤田医科大学岡崎医療センター・安城更生病院・東三河総合庁舎の6会場は、1・2回目接種終了時(2021年11月末)に一旦閉鎖。3回目接種開始に合わせて2022年1月末から再開。

※ 東三河総合庁舎の会場は、3回目接種終了に合わせて閉鎖。

※ バンテリンドームナゴヤ・ワクチンステーション栄の2会場は、1・2回目接種終了に合わせて閉鎖。

## 【小児接種(5～11歳)の実施状況(1～3回目接種の延べ人数)】

会 場 名 (開 設 期 間)	接 種 者 数
名古屋空港ターミナルビル (2022. 3. 5～2023. 3. 25)	3, 765 人
藤田医科大学 (2022. 3. 5～2023. 3. 25)	1, 275 人
愛知医科大学メディカルセンター (2022. 3. 5～2023. 3. 25)	1, 563 人
藤田医科大学岡崎医療センター (2022. 3. 7～2023. 3. 20)	686 人
計	7, 289 人

# 愛知県のワクチン接種の状況

(2月14日時点実績)

## 1 オミクロン株対応ワクチン接種の状況

区 分	オミクロン株対応ワクチン接種
接 種 回 数 対象者接種率 [母数：594.2万人]	2,774,663回 [46.70%]
うち3回目接種 [対象者接種率 母数：127.1万人] ※1	173,355回 [13.64%]
うち4回目接種 [対象者接種率 母数：286.0万人] ※2	1,182,595回 [41.35%]
うち5回目接種 [対象者接種率 母数：181.1万人] ※3	1,418,713回 [78.34%]

(オミクロン株対応ワクチンの接種対象者〈オミクロン株対応ワクチンは1回限りで終了〉)

- ※1 3回目接種対象者：9月20日のオミクロン株対応ワクチン開始時点で、2回目接種を完了した者のうち、3回目接種が未接種の者
- ※2 4回目接種対象者：従来型ワクチンで3回目接種を受けた者（※5回目接種の対象者は、従来型ワクチンで4回目接種を受けているため、ここに含まれない。）
- ※3 5回目接種対象者：従来型ワクチンで4回目接種を受けた者（60歳以上、基礎疾患、医療従事者、高齢者施設等の従事者等（警察、自衛隊、救急・消防など重症化リスクが高い者と接する機会が多い者を含む。））

## 2 1～5回目接種の状況

(※従来型ワクチンとオミクロン株対応ワクチンの接種実績の合計)

区 分	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種
接 種 回 数 (うち大規模集団接種会場分)	6,207,680回 (461,059回)	6,127,429回 (453,541回)	4,873,291回 (287,337回)	3,000,847回 (121,200回)	1,418,753回 (30,063回)
全人口接種率 [母数：752.8万人]	82.46%	81.39%	64.73%	64.24%(※1)	78.34%(※2)

- ※1 4回目接種対象者 467.1万人に対する比率（オミクロン株対応ワクチン接種対象者(286.0万人)と従来型ワクチン接種対象者（5回目接種対象者 181.1万人）の計）
- ※2 5回目接種対象者 181.1万人に対する比率（オミクロン株対応ワクチン接種対象者）

## 3 小児・乳幼児接種の状況

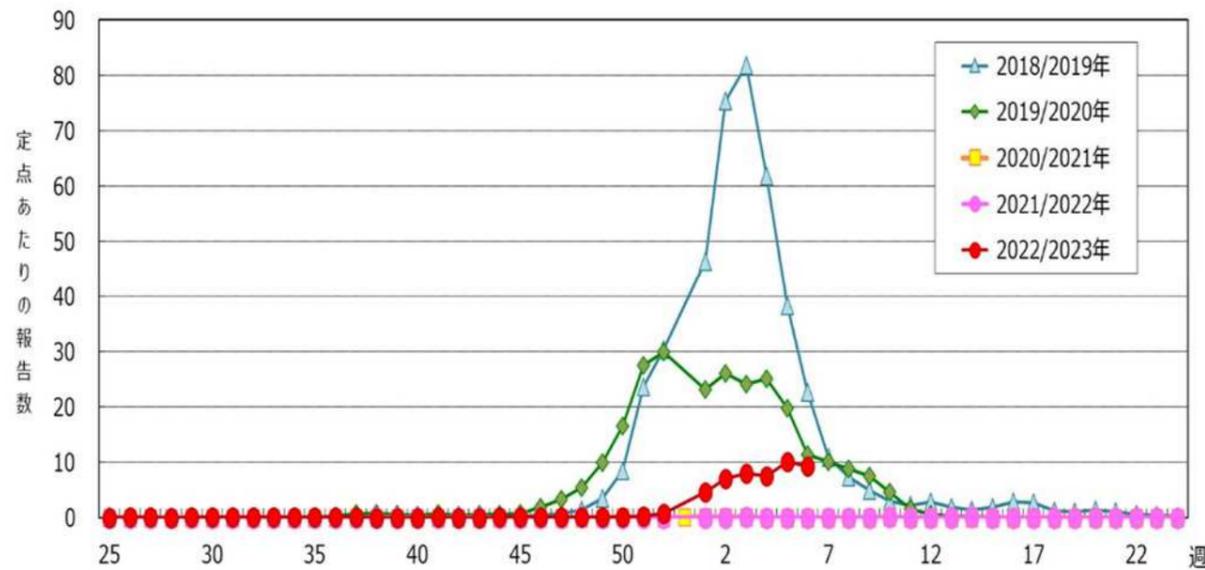
区 分	1回目接種	2回目接種	3回目接種
小児(5～11歳) 接 種 回 数 (うち大規模集団接種会場分)	87,975回 (2,905回)	85,435回 (2,716回)	26,969回 (1,724回)
小児(5～11歳)人口接種率 [母数:47.4万人]	18.57%	18.03%	5.69%
乳幼児(6か月～4歳) 接 種 回 数	6,144回	5,249回	791回
乳幼児(6か月～4歳)人口接種率 [母数:26.6万人]	2.31%	1.98%	0.30%

## 4 職域接種の状況

1回目接種	2回目接種	3回目接種	オミクロン株対応ワクチン (主に4回目接種)
787,871回	782,756回	366,350回	96,311回

## 2022/2023 年シーズンのインフルエンザ患者の発生状況

### ○インフルエンザ発生状況（2023年2月16日現在）



区分	時点	51週 (12/19 -12/25)	52週 (12/26 -1/1)	1週 (1/2 -1/8)	2週 (1/9 -1/15)	3週 (1/16 -1/22)	4週 (1/23 -1/29)	5週 (1/30 -2/5)	6週 (2/6 -2/12)
愛知県	患者数	今シーズン 65	156	907	1367	1,552	1,458	1,959	1,813
	昨シーズン	0	3	2	2	4	2	2	3
愛知県	定点あたり	今シーズン <b>0.33</b>	<b>0.80</b>	<b>4.65</b>	<b>7.01</b>	<b>7.96</b>	<b>7.48</b>	<b>10.05</b>	<b>9.30</b>
	昨シーズン	0.00	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
全国	定点あたり	今シーズン 1.24	2.05	4.73	7.37	9.59	10.36	12.66	—
	昨シーズン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

流行入り（第1週～）

注意報（1月19日発令）

流行入りの基準：県内全域で「定点医療機関当たり1」を上回った場合

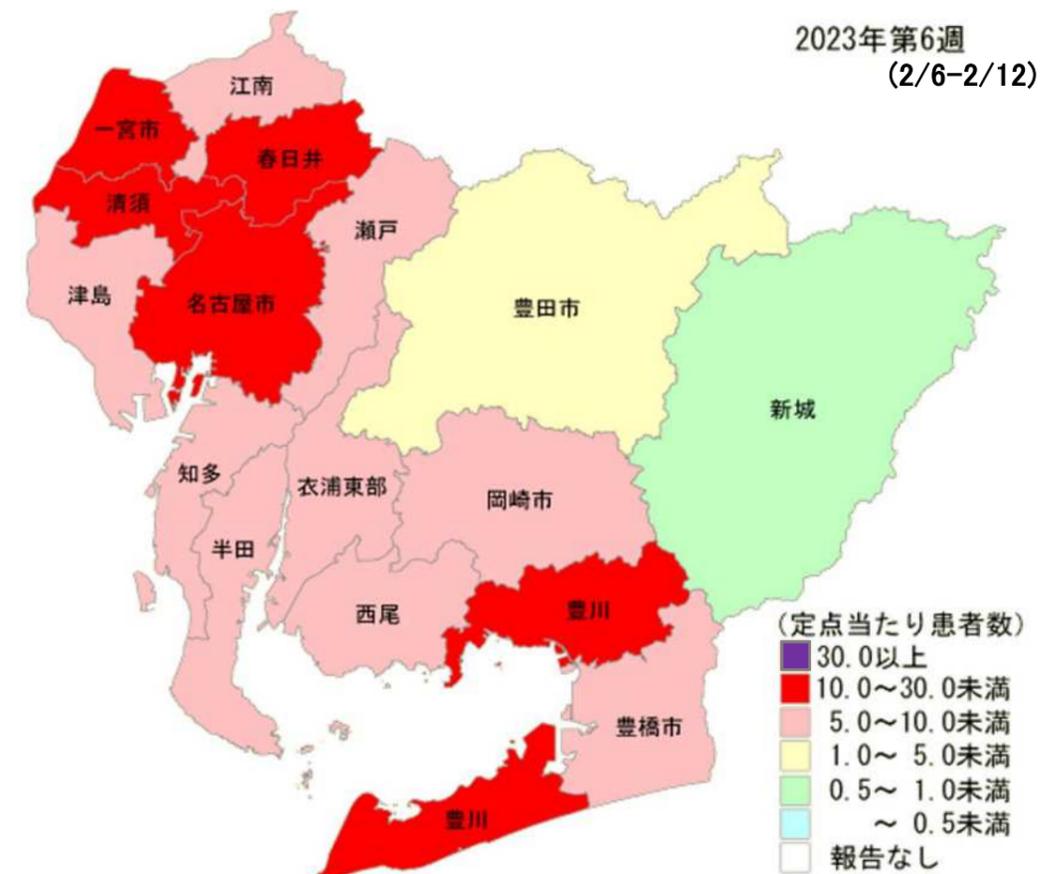
注意報発令の基準：一以上の保健所管内で「定点医療機関当たり10」を上回った場合

警報発令の基準：一以上の保健所管内で「定点医療機関当たり30」を上回った場合

### ○過去の注意報・警報等の発令状況

シーズン	流行入り	注意報発令	警報発令
2018/19年	第48週	2018年12月12日	2018年12月27日
2019/20年	第46週	2019年12月5日	2019年12月19日
2020/21年	—	—	—
2021/22年	—	—	—
2022/23年	第1週	2023年1月19日	—

### ○保健所別・定点医療機関当たりのインフルエンザ報告数マップ



2023年第6週  
(2/6-2/12)

(定点当たり患者数)

- 30.0以上
- 10.0～30.0未満
- 5.0～10.0未満
- 1.0～5.0未満
- 0.5～1.0未満
- ～0.5未満
- 報告なし